

平成25年第10回葛巻町議会定例会会議録（第1号）目次

平成25年3月6日

【開会】	
諸報告		
• 例月現金出納検査報告書の配付		
• 陳情書の配付		
(1) 陳情第4号 協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書に 関する陳情書		
(2) 陳情第5号 消費税増税に反対する陳情書		
• 出張報告		
【会議録署名議員の指名】	
日程第1 会議録署名議員の指名		
【会期の決定】	
日程第2 会期の決定		
【町長施政方針演述】	2
日程第3 町長施政方針演述		
【教育委員長教育行政方針演述】	10
日程第4 教育委員長教育行政方針演述		
【議案第1号～議案第23号上程、説明】	
日程第5 議案第1号 平成25年度葛巻町一般会計予算		
日程第6 議案第2号 平成25年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算		
日程第7 議案第3号 平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算		
日程第8 議案第4号 平成25年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算		
日程第9 議案第5号 平成25年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算		
日程第10 議案第6号 平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算		
日程第11 議案第7号 平成24年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）		
日程第12 議案第8号 平成24年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第3号）		
日程第13 議案第9号 平成24年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）		

- 日程第14 議案第10号 平成24年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第15 議案第11号 平成24年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第16 議案第12号 平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算
(第1号)
- 日程第17 議案第13号 葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第14号 情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 葛巻町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第21 議案第17号 町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 葛巻町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例
- 日程第23 議案第19号 葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び
に水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 日程第24 議案第20号 葛巻町道路の構造の一般的技術的基準等を定める条例
- 日程第25 議案第21号 葛巻町準用河川管理施設等の構造の一般的技術的基準を定
める条例
- 日程第26 議案第22号 グリーンテージ太陽光発電設備設置工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについて
- 日程第27 議案第23号 平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計資本剰余金の
処分について

平成25年第10回葛巻町議会定例会会議録 第1号 (本会議)

告示年月日	平成25年2月8日(金)					
招集年月日	平成25年3月6日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成25年3月6日～平成25年3月18日 13日間					
会議の月日	平成25年3月6日(水) 開会10時00分 散会11時56分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早 席 席 招 招 刻 刻 退 退	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	柴田勇雄	○	6		
	2	鈴木満	○	7	鳩岡明男	○
	3	姉帯春治	○	8	辰柳敬一	○
	4	小谷地喜代治	○	9	高宮一明	○
	5	山岸はる美	○	10	中崎和久	○
会議録署名議員	3番	姉帯春治		8番	辰柳敬一	
会議の書記	議会事務局長	澤口節子		議会事務局 副主幹兼総務係長	千葉隆則	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木重男	健康福祉課長	野表壽樹
	副町長	觸澤義美	農林環境エネルギー課 林政振興室長	檜木幸夫
	教育委員長	千葉洋一	建設水道課長	山下弘司
	教育長	中田直雅	教育委員会教育次長	近藤勝義
	監査委員	馬渕文雄	病院事務局長	鳩岡修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	深澤口和則
	政策秘書課長	丹内勉	総務企画課総合政策室長	服部隆行
住民会計課長	上小路隆男	総務企画課財政係長	大川原洋一	

(開会時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、平成25年第10回葛巻町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、今日の会議を開きます。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

日程に入るに先立ち、諸報告をします。

例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配付しています。ご参照願います。

次に、陳情第4号、協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書及び陳情第5号、消費税増税に反対する陳情書については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配付の扱いとします。

次に、出張報告をします。

2月6日、平庭地域市町村議会議員連絡協議会研修会出席のため、九戸村に出張しました。

2月10日から11日まで、葛巻ふるさと会総会出席のため、東京都に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、平成24年第8回葛巻町議会定例会から本日までにおいて、葛巻町議会会議規則第120条ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配付した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸報告を終わります。

これから、今日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、葛巻町議会会議規則第119条の規定により、議長から、3番、姉帯春治君、8番、辰柳敬一君を指名します。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期について、本定例会の招集に当たり、2月25日に議会運営委員会が開かれております。その協議結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、小谷地喜代治君。

議会運営委員長 (小谷地喜代治君)

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の会議結果について、報告します。

本定例会の招集に当たり、2月25日午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、議事日程等について協議しました。

その結果、会期は本日3月6日から18日までの13日間とし、会期内の日程は議長がお手元にお示ししているとおりです。

議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

議長（中崎和久君）

これで、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日6日から3月18日までの13日間としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの13日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しました会期日程案のとおりです。ご承知願います。

次に、日程第3、町長施政方針演述を行います。

町長。

町長（鈴木重男君）

本日、ここに第10回葛巻町議会定例会が開催されるに当たり、平成25年度の町政運営について所信の一端を申し上げます。

東日本大震災から2年が経過しようとしております。多くの方が犠牲となり、お亡くなりになられた方、未だ行方の分からない方は、合わせて20,000人近くになります。また、現在でも、原発事故関係も含め320,000人を超える方々が住み慣れた自宅に帰ることもできず、未だに避難所や仮設住宅での不自由な生活を余儀なくされているという非常に厳しい現実があります。

この大震災の影響により日本経済は依然として厳しい状況にありますが、昨年12月に衆議院の解散総選挙が行われ、自民党、公明党の連立政権が再び誕生しました。新政権による予算編成の方針は、15カ月予算の考え方で、今年度の大型補正予算として、平成25年度予算を合わせ、切れ目のない経済政策を実行する、とされております。

先般成立した、平成24年度第1次補正予算においては、緊急経済対策の重点である、復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化を柱として13兆円規模で計上されており、地方自治体に対しても、公共事業や経済対策のための臨時交付金の拠出が盛り込まれているところであります。それに続く平成25年度予算については、財政健全化目標を踏まえて、上記3分野を重点化して編成されたものであります。

こうした中で、今議会で提案を申し上げる平成25年度当初予算案においては、安心して暮らせるまちづくりを推進していくための各種新規事業を多く盛り込むことができました。また、私の公約であり、町政の大きな課題であります、葛巻病院の改築事業、江川簡易水道の更新事業に本格的に着手してまいります。

さて、私は、町民が抱える不安を一つひとつ解決することで、安心して暮らせる環境を整え、町民にとって住み続けたいと思えるまちづくりを実現したい、そのために一步一步前進してまいりたいと考えております。

そうした観点から、平成 25 年度においても各分野で安心して暮らせるまちづくりを主眼に、ハード事業とソフト事業のバランスを取りながらスピード感を持って推進してまいります。

以下、特徴的なものをお話申し上げますと、町民の生活に身近なものとしては、JR バスの運行本数の拡大を継続しつつ、町内すべての定期バスをだれでも低廉な均一料金で利用できるような対策を進めてまいります。

従来の制度などを見直して拡充するものとしては、資源ごみの収集回数の拡大、乳幼児、児童生徒の医療費助成にかかる所得制限の廃止による 15 歳以下の子どもの医療費の完全無料化、水洗化に重点をおいた住宅リフォームの支援などであります。また、コミュニティの活性化のため、自治会活動補助金の拡充や新たな私道整備の助成を制度化してまいります。

保健・福祉では、新たに配置する地域安全支援員の活動や、医師による各地区の健康教室開催など関係機関が連携して自殺予防対策を進めてまいります。

防災・安全では、消防屯所未舗装の解消や消防団員の安全確保のための装備充実のほか、防犯灯の設置拡大、小中学校校舎の耐震診断の実施などの対策を進めてまいります。

酪農振興では、牧草地の除染対策、6 次産業化の支援を推進していくほか、今後の酪農経営組織化に関する調査を進めてまいります。

林業振興では、高性能林業機械の導入支援による間伐材の利用促進や助成対象の拡大による町産材の利用促進を図ってまいります。

商工業振興では、まちなか活性化の取り組みのほか、後継者育成や個人商店などの経営維持のための新規事業を創設し、支援してまいります。

教育振興では、学力向上支援員の小学校配置による学力の向上、幼児教育アドバイザー配置による幼児教育の充実を図ってまいります。

公共事業では、除雪機械格納庫など町産材を活用した公共施設の整備を進めてまいります。また、懸案でありました旧役場庁舎、給食センター、廃校校舎などの公共施設の解体を進め、公共用地の新たな活用を進めてまいります。

次に、平成 25 年度予算編成について申し上げます。

予算編成に当たっては、財政運営の健全化を推進するため、引き続き、経常経費の抑制に努めるとともに、課題の解決や町民の不安を取り除くための施策を着実に推進するため、優先度に応じた財源の配分に心がけたところであります。

一般会計予算については、総額を 5,100,510,000 円と決めました。前年度を 295,750,000 円、6.2 パーセント上回る規模となっております。

以下、本予算案における主な特徴を申し上げます。

まず、歳入ですが、町税はほぼ前年度並みの 471,000,000 円を見込んでおります。

地方交付税は、総額を 3,010,000,000 円とし、国の地方財政対策を踏まえ、普通交付税を 2,860,000,000 円、特別交付税を 150,000,000 円としております。

町債は、総額 389,000,000 円を計上しました。このうち臨時財政対策債については、160,000,000 円としたところであります。

次に、歳出であります。これまで取り組んでまいりました行政改革の成果が義務的

経費の縮減に反映しているところであります。前年度と比較して、人件費で93,000,000円減の805,000,000円、公債費で49,000,000円減の757,000,000円となっております。

投資的経費は、除雪機械格納庫整備事業費や公共施設解体撤去事業費などにより、前年度より10.6パーセント増の578,000,000円としております。

これらの結果、地方債の残高については、25年度末で5,798,000,000円と見込まれ、24年度末と比較して276,000,000円の減額となるものであります。

また、基金につきましては、各目的基金の目的に応じた繰り入れを150,000,000円見込んだことから、25年度末の現在高は、100,000,000円減少し、3,353,000,000円となるものであります。

平成25年度予算における財政状況は以上のとおりであります。予算編成に当たっては既存事業の見直しを進め、限られた財源の重点的かつ効果的な活用に努めたところであります。

特別会計予算については、5特別会計の総額で約123,000,000円、5.1パーセント増の2,523,000,000円ほどとなっております。

国保会計では、国保税の減収や国庫支出金等の減少などを踏まえて、引き続き一般会計から繰り入れを行い、安定的な財政運営の確保に努めたところであります。

簡易水道会計は、新たに江川簡易水道の整備に係る事業費を、病院会計では、新病院の建設に係る基本設計等の経費を、それぞれ計上したところであります。

各会計とも安定的な事業運営のため、今後とも一層の経営努力をしてまいります。

なお、第5次行政改革大綱に基づき、行政改革の一層の推進に取り組んでまいります。

次に、平成25年度の重点施策の概要について申し上げます。

第1は、健康で快適に暮らせるまちづくりについてでございます。

健康づくりの推進については、現行の健康くずまき21プランに代わる新たなプランを策定し、その実現に向け取り組んでまいります。

地域福祉については、共に支え合う福祉のまちづくりの理念に基づき、新たに地域安心生活支援員を配置し、関係団体と連携しながら平時の見守りネットワーク活動による孤立や自殺の予防、災害時の避難支援など、高齢者や障がい者を地域で支える体制を構築してまいります。

こころの健康づくりについては、うつスクリーニング事業を継続し、心の病気の予防と心の健康に関する普及啓発に取り組むとともに、医師と保健師による保健活動を充実し、ハイリスク者の早期発見に努めるなど、関係機関が連携し必要な措置を講じながら自殺予防につなげてまいります。

生活習慣病の予防については、葛巻病院と連携し、医師、保健師、栄養士が一体となり、各地区での健康教室などの開催を通じ、病気による自殺予防の啓発も含めて町民への働きかけを強めてまいります。

医療費助成については、すべての乳幼児、児童生徒が等しく医療費助成を受けられるよう、所得制限を廃止し、15歳以下の子どもの医療費の完全無料化を実施してまいります。

感染症予防対策については、新たな支援として、乳児を対象としたロタウイルスワク

チン接種費用への助成を開始します。

また、くずまキッズ予防接種事業の商品券による助成について、麻疹風疹、みずぼうそう、おたふく風邪の予防接種費用に対し高校生まで対象を拡大し、助成してまいります。

病院の新築については、建築、建設場所の確定を最優先に取り組んでまいります。建設場所の確定後、基本設計の策定、用地取得など、順次事業を進めてまいります。

国民健康保険については、国保税の減収など厳しい財政状況が続いていることから、引き続き国保財政自立対策費として一般会計からの繰り入れを行うとともに、国保税の収納率の向上に努めてまいります。

高齢者福祉については、高齢者の社会参加と生きがいづくり、健康づくりと介護予防、自立と安心のためのサービス充実など、高齢者が安心して暮らすことができるよう、生活管理指導員による一時的な生活支援や在宅福祉サービスなどの充実を図ってまいります。

介護保険事業については、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、地域包括支援センターを拠点に、医療ニーズの高い高齢者、重度の要介護者に対応できる、保健、医療、福祉が連携した総合的な支援体制、地域での支え合いや見守り体制の充実に努めてまいります。

障がい者福祉については、障がいを持っていても地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉サービスや就労支援の充実、障がい者の安全と安心を地域で支える体制づくりを進めてまいります。

子育て支援については、安心して生み育てられる環境づくりに努めるとともに、病気や障がい、子育ての不安などを早期に発見し、継続した相談、支援が受けられるよう、保健、福祉、医療、教育の連携を強化してまいります。

町営住宅については、老朽化した小屋瀬住宅の建て替えを実施し、町営住宅の戸数を確保するとともに、耐震化を図ってまいります。

水道事業については、新たに江川簡易水道統合整備事業に着手し、計画的な整備を進め、効率的な水道事業の運営に努めてまいります。

下水道事業については、農業集落排水施設と町整備型浄化槽の普及率向上に一層努めるとともに、高齢者世帯等水洗化普及支援事業を継続し、要支援世帯の生活環境改善に努めてまいります。

第2は、地域で支え合うまちづくりについてでございます。防災については、江川小学校に太陽光発電設備を整備し、緊急時の避難所としての機能強化を図ってまいります。

消防については、消防団員の活動中の安全を確保するための防火衣や長靴など装備の拡充を図るとともに、若い世代の積極的な消防団加入や促進に取り組み、機能別団員の導入を進めるなど消防団活動の充実強化に努めてまいります。また、婦人消防協力隊の絆纏を更新してまいります。

消防・防災施設の整備については、第5分団消防ポンプ自動車並びに第7分団及び第10分団小型動力ポンプ積載車を更新するとともに、分団屯所前の未舗装を解消するなど消防施設の充実に努めてまいります。

防犯・交通安全については、事故が多発している高齢者への交通指導、子どもたちへの交通安全教育など、関係団体と連携して交通事故防止の啓発活動を行うとともに、防犯指導隊などと連携をし、地域が一体となった防犯活動の推進に努めてまいります。

また、防犯灯の設置要望などを踏まえ、優先度の高い箇所から順次新設してまいります。

第3は、環境を守り育てるまちづくりについてでございます。

一般廃棄物処理については、町民の皆様のご理解とご協力により、昨年10月から実施しました分別収集品目の細分化によるごみの減量化とリサイクルの取り組みの結果、生活系ごみの1人1日当たりの排出量の削減及びリサイクル率とも岩手県内で第1位となるなど、大きな成果をあげることができました。

今後も各自治会と連携を図りながら、地域における3R、減らす、再利用、再資源化を推進し、一層の減量化とリサイクル率の向上に努めてまいります。

第4は、資源を生かした産業を推進するまちづくりについてでございます。

農業については、地域農業マスタープランの策定を継続して進め、地域の中心となる経営体や新規就農者の確保、育成、農地の利用集積の促進に取り組んでまいります。

農業者戸別所得補償制度については、経営所得安定対策として継続される見込みであり、集落座談会などを開催しながら制度の周知及び加入を促進し、食糧自給率の向上、農家経営の安定と農地の有効利用に取り組んでまいります。

また、くずまき型農畜産物ブランド力強化支援事業を引き続き実施し、農家所得の向上と新たな雇用の場の創出に努めてまいります。

農業後継者対策については、推進団体の活動費に対する助成を継続するほか、農業委員会など関係機関と連携し、農業後継者の確保対策に取り組んでまいります。

園芸・特産作物の振興については、いわて未来農業確立総合支援事業、葛巻型農業構築支援事業を実施し、地域振興作物の生産拡大に取り組んでまいります。

また、葉たばこ栽培品質向上対策事業を実施し、葉たばこ農家の経営安定化と所得向上に努めてまいります。

耕作放棄地については、国の再生利用交付金事業の活用や、遊休農地などになたねの作付けを奨励して、菜種油の生産、販売を行い、資源の循環に取り組んでまいります。

畜産振興については、乳牛導入120年を迎えた本町の酪農が、今後とも東北一の酪農郷として持続的に発展していくためには、効率的な酪農経営環境を地域ぐるみで構築していかなければならないと認識をしております。

このため、混合飼料、農作業受託組織の実現の可能性を探りながら、今後の農業経営の組織化の推進に向けた調査を実施してまいります。

また、原子力発電所事故の影響が残る中、風評被害を払拭するため、平成27年度までに町内すべての牧草地を除染することを基本として、牧草地再生対策事業及び粗飼料生産基盤除染対策事業により牧草地の除染を加速化してまいります。

畜産生産基盤対策では、良質な粗飼料生産に立脚した足腰の強い畜産経営を確立するため、いわて未来農業確立総合支援事業や草地畜産基盤整備事業により、草地造成や草地改良整備を進めるとともに、引き続き自給粗飼料生産拡大モデル事業を実施してまい

ります。

生産基盤の整備については、県営事業の中山間地域総合整備事業江川地区が継続実施されるほか、一般農道江川中部3期地区については、新規採択に向け国、県に強く要望してまいります。

また、農作物の生産や育林などに支障がなく安全に通行できるよう農道、林道の維持修繕に努めてまいります。

林業振興については、森林整備事業への町単独の嵩上げ補助を継続するとともに、間伐材の利用促進対策として高性能林業機械の導入に対する支援を行い、低コスト施業による安全で効率的な林業を推進してまいります。

町産材利用については、住宅のほか附属屋、畜舎なども対象となるよう補助制度を拡充し、町産材の利用拡大を推進してまいります。

林道整備については、鈴峠1号線、2号線、畑福線の3路線が継続実施されます。また、旧緑資源機構から県に引き継がれた2路線のうち、安孫・平糠線については垂柳地区の残区間が、鷹ノ巣・鰻沢線は本工事の着工がそれぞれ予定されております。

治山事業については、上名前端地区の雪崩防止工事が予定されているほか、星野地区、小田地区、古川戸地区の治山ダム工事、平庭地区、畑地区、上外川地区の保安林整備が継続実施されます。

商工業の振興については、中心市街地の活性化に取り組む、まちなか活性化協議会の活動を強力に支援してまいります。

また、快適な住まいづくり応援事業、商店等設備更新支援事業、くずまき型持続可能な産業づくり支援事業など新規の助成事業を創設し、商工業の持続的な経営の支援や、後継者、起業家などの人材育成に努めるとともに、新たな雇用創出を図るため、情報収集に努めながら企業誘致に取り組んでまいります。

第5は、人と文化を育むまちづくりについてでございます。

就学前教育については、保育所に幼児教育アドバイザーを配置して、生活や遊びを通じた総合的な指導を行う幼児教育と、子どもの心を豊かに育む保育に取り組むことにより、保育所から小学校へのスムーズな就学を進めてまいります。

小・中学校教育については、小学校に新たに学力向上支援員を配置し、複式学級での指導体制の強化を図り、少人数指導によるきめ細やかな教育を推進することで学力の向上に努めてまいります。また、学校遊具の更新をはじめ、施設、設備の改修を行うほか校舎の耐震診断事業やスクールバスの更新などを行い、教育環境の充実に努めてまいります。

高等学校教育の振興については、葛巻高等学校教育振興協議会に対する支援を継続し、魅力ある学校づくりのほか、生徒の遠距離通学対策など、葛巻高等学校の存続発展のために、さらに力強く取り組んでまいります。

生涯学習については、本町が生涯学習の町を宣言してから20年という大きな節目の年を迎えることから、これまでの取り組みの総括と新たな飛躍につながる記念イベントを開催してまいります。

青少年の健全育成については、青少年育成ネットワークなどの関係機関をはじめ、家

庭、学校、地域社会が一体となって取り組まなければなりません。沖縄県北中城村との中学生交流活動やジュニアリーダー研修、ミニサッカー大会やネオホッケー交流大会の開催を支援し、青少年の心に響く事業を推進してまいります。

生涯スポーツ・レクリエーションについては、町民だれもが、生涯のそれぞれの段階に合わせ健康と生きがいづくりのために、いつでも、どこでも、気軽にスポーツ活動に親しむことができる環境の整備に努めてまいります。

また、葛巻小学校屋内温水プールを活用して、アクアビクス教室による健康増進、一流アスリートとのふれあい教室による水泳の競技力向上とスポーツへの関心を高めてまいります。

文化の創造と継承については、優れた芸術文化の鑑賞機会を設けるとともに、生涯学習フェスティバルや地域文化祭の開催により、日常の身近な文化活動を助長してまいります。

また、葛巻小学校の空き教室を郷土資料館として活用し、学校教材としての利用と歴史民俗資料の保存管理を一体的に進めてまいります。

第6は、交流を広げ、誇りをもって情報発信するまちづくりについてでございます。

国道・県道の整備については、国道281号線大坊地区の拡幅工事や茶屋場交差点付近の改良が引き続き進められます。

併せて、国道にかかる橋梁の補修も計画されており、県道一戸葛巻線の低温による凍上災害箇所についても安心して通行できるよう、復旧工事が順次進められる予定となっております。

平庭の道路整備については、関係する市町村と連携を図りながら、早期実現に向けて引き続き要望してまいります。

砂防事業については、市部内地区の工事が引き続き実施される予定であります。馬淵地区は調査、用地取得と併せて工事の一部着手予定であります。平船地区は、引き続き調査設計が行われる予定であります。

町道については、宝積寺線の急勾配箇所に融雪設備を設置し、通行の安全を図ります。バイパス的な機能を有する茶屋場田子線の整備については、引き続き用地取得を中心に進めるほか、整備にあたり障害となる役場裏の除雪機械などの格納庫を移設し、除雪作業時における安全で迅速な出動体制を確保してまいります。

中心市街地の再整備については、JR駅舎周辺を中心に、町商工会やまちなか活性化協議会など関係団体と連携しながら、まち・みちづくり整備構想や交流拠点整備構想の具体化に取り組んでまいります。

バス交通対策については、町民の足確保と利用者の負担軽減のため、距離、区間を問わず1回の乗降につき一律100円とすることで町内路線バスの利用拡大を図ってまいります。

地域情報化については、くずまきテレビの編集体制の強化を図り、くずまきトピックスを週1回の更新とするなど放送内容の充実努めてまいります。

屋外告知放送についても、災害時の放送内容の改善を図るとともに、屋外告知放送が届かないエリアなどに宅内で聴くことができるFM音声告知端末の設置を進めてまい

ります。

地域情報通信基盤施設については、安全、安心なまちづくりのため多面的な活用方策について検討を進めてまいります。

また、一部の地区の携帯電話不感エリアについては、引き続き通信事業者との協議を進め、早期に解消できるよう努めてまいります。

第7は、協働のまちづくりについてでございます。

まちづくりへの住民参画の推進については、高齢化が進む中、生活弱者の方々の負担が軽減されるような支援が求められていることから、環境美化・景観保全活動支援分として自治会活動交付金の増額を行うなど、制度の充実により自治会活動を支援し、まちづくりに町民が参画しやすい環境の構築に努めてまいります。

また、人と環境にやさしいコミュニティ拠点づくり事業を新設し、災害時の拠点となる自治公民館などへの太陽光発電設備の設置やトイレの水洗化などに対して助成してまいります。

さらに、私道の舗装などの整備を共同で行う場合の助成制度を新設し、支援してまいります。

なお、震災復興支援については、災害復興基金を活用して、被災市町村への職員派遣、被災地生徒等受入支援、被災地支援団体の活動支援などを実施してまいります。

以上、平成25年度の施策の概要を申し上げます。

結びとなりますが、昨年は、明治25年に本町に牛ホルスタイン種が導入されて以来、120周年を迎えた節目の年でありました。これを記念して、本町では初めてとなる岩手県畜産共進会・東日本デイリースhowerを開催したほか、11月の酪農120周年記念シンポジウムでは、次世代を担う酪農後継者の方々から将来への思いを聞かせていただき、大変有意義な機会となりました。

一方、東日本大震災以来継続している被災地復興支援につきましては、1年を通して心の復興を支援しようをテーマに、東京多摩交響楽団やプロの和太鼓演奏集団鼓童の演奏、あるいは、千昌夫・新沼謙治夢のコンサートと銘打った公演などを開催し、ご招待申し上げた多くの被災地の方々からは町民と共にイベントを楽しんでいただくことができました。少しでも心の支えになればと願っていたところであります。

安心して暮らせるまちづくり、私が一貫して申し上げてきた理念を本年も様々な施策に反映させながら、町民の皆様が住み続けたい町、誇りを持てる町と思える、そして山村のモデルとなる町を目指して、さらに一步、着実に前進してまいりたいと考えております。

平成25年度の予算編成におきましては、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを第一に予算の配分に意を用いたところであります。

議員各位そして町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、私の施政方針演述といたします。

ありがとうございました。

町長施政方針演述が終わりました。

次に、日程第4、教育委員長教育行政方針演述を行います。

教育委員長。

教育委員長（千葉洋一君）

平成25年度教育行政方針。

本町の教育の振興につきましては、議員各位をはじめ、学校、保護者、地域の方々など多くの関係者のご理解により見守られ推進が図られておりますことに、深く感謝申し上げます。

ここに、第10回葛巻町議会定例会が開催されるに当たりまして、平成25年度の教育行政方針を述べさせていただきます。

第1に、就学前教育並びに学校教育について申し上げます。

就学前教育については、子ども・子育て支援法制定の意義を踏まえ、しつけ教育や情操教育の充実により、幼児期の確実な成長をしっかり支えていかなければなりません。そのために、音楽活動や俳句による言葉遊び、絵本の読み聞かせのほか、座禅や登山と多様な体験教育を取り入れて、その充実を図ってまいります。

小・中学校では、常態化した複式学級を解消し、きめ細かな教育により学力向上を図るため、学力向上支援員を新たに配置いたします。また、老朽化した学校施設の暖房設備や遊具等の補修も行ってまいります。

小学校の宿泊体験学習と中学校におけるキャリア教育の充実を図り、勤労と職業観を育み、早い時期での社会の一員としての自覚の芽生えをサポートしてまいります。

第2に、生涯を通じた学びの環境づくりについて申し上げます。

平成25年度は、本町が生涯学習の町を宣言してから20年目の大きな節目の年になりますので、これまでの取り組みの総括と、さらに町民一人ひとりが生涯にわたる学びの心を培うことができる環境づくりを心がけなければなりません。

そのため、町民まなびい学園や生涯学習フェスティバル、公民館事業の充実に努め、本町が全国をリードして進める食料・環境・エネルギー問題と、その対策など特徴的な学習にも積極的に取り組んでまいります。

公民館図書室をはじめ総合センターホールは、親しみやすい空間としてご利用いただき、多くの町民のふれあいと語らいの場になるよう心地よい環境整備に努めてまいります。

第3に、町民のだれもが生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しみながら、健康、体づくりができる取り組みについて申し上げます。

スポーツは、心身の健康の保持増進はもちろんのこと、人と人、地域と地域との交流促進をはじめ、地域社会の活性化にも寄与するものですから、すべての町民がスポーツに親しめる機会を創設していかなければなりません。

国際チャレンジデーへの参加、町民総合体育大会とスポーツ・レクリエーション祭、町民駅伝大会などは、参加者増加のための新たな工夫を取り入れ、継続し、ニュースポーツなど町民の要望に応えたスポーツ教室を開催、さらにはトップアスリートの指導会

を行ってまいります。

競技施設では、新築になった葛巻小学校の屋内運動場と屋内温水プールの積極的な開放を行い、社会体育館の耐震化による延命策を講じてまいります。

第4に、地域文化の創造と歴史の伝統文化を継承する施策について申し上げます。

多くの関係者のご努力により、俳句で文化の薫る町としてのイメージアップが図られておりますが、今後も保育園や小・中学校における俳句教室と、私の一句・町民俳句コンテストを開催し、俳句人口の増加に努めてまいります。

また、郷土芸能活動団体の組織強化と保存記録や担い手確保策等を支援しながら、伝承活動の活発化を促進し、郷土愛や地域の絆を育み、併せて郷土資料館の民俗資料の適切かつ有効な活用策にも取り組んでまいります。

以上、平成25年度の教育行政の概要について、ご説明申し上げます。

全国的に大きな社会問題となっている学校現場でのいじめや体罰は決してあってはならないことであり、今後とも関係者の共通認識の中でそうした問題が起こらないように見守り、指導を強化してまいります。

国策等による教育を取り巻く環境変化に対応しながらも、現状における本町の課題を捉え、的確に対応、改善していかねばなりません。子どもたちの無限の可能性を大いに引き出してあげられるように、また、町民一人ひとりの日々の生活に潤いと生きがいを感じていただけるように努めてまいります。

ここに、改めて教育の持つ力と可能性に思いをいたし、葛巻の将来を担う人づくりのために全力を尽くしてまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、教育行政方針演述といたします。

議長（中崎和久君）

教育委員長教育行政方針演述を終わります。

ここで、11時まで休憩をします。

（休憩時刻 10時51分）

（再開時刻 11時00分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第5、議案第1号、平成25年度葛巻町一般会計予算から、日程第27、議案第23号、平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計資本剰余金の処分についてまでの23議案を一括議題としたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第23号までの23議案を一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

ご苦労様でございます。

本日もご提案申し上げました各案件につきまして、ご説明を申し上げます。

予算の内容等につきましては、町長が施政方針の中で申し述べておりますので、なるべく簡潔な提案理由の説明に心がけたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案第1号でございます。平成25年度葛巻町一般会計予算でございます。

議案資料によりまして、ご説明を申し上げたいと存じます。議案資料の方をご覧願います。

1ページでございます。議案第1号関係資料となっているものでございます。

平成25年度の当初予算の概要でございますが、まず、1番の一般会計予算総額でございます。5,100,510,000円と定めたものでございます。前年度と比較いたしまして295,750,000円、率にいたしまして6.2パーセントの増となっているところでございます。

歳入の主なものでございますが、町税が471,625,000円でございます。前年度と比較しまして916,000円、0.2パーセントの減となっているところでございます。

内容では、町民税で3,000,000円ほど、固定資産税におきまして4,000,000円ほどの減額となっているところでございます。

次に、地方交付税でございます。3,010,000,000円で、前年度と同額でございます。

内訳では、普通交付税が20,000,000円の減、特別交付税が20,000,000円の増となっているところでございます。

繰入金でございます。150,969,000円でございます。前年度と比較いたしまして139,544,000円、率にいたしますと1221.4パーセントの増となっているところでございます。

次に、町債でございますが、389,100,000円でございます。前年度と比較いたしまして35,800,000円、10.1パーセントの増となっているところでございます。

次に、歳出の主なものでございますが、いくつかを説明申し上げます。

総務費でございます。

最初の項目でございますが、バス路線運行拡大支援対策事業11,000,000円ほどでございます。町内の全区間につきまして、運賃を100円均一とするものでございます。江刈田部線につきましては100円で精算ということになります。白樺号あるいは県北バスにつきましては、広域の補助路線ということでございまして、一旦全額をお支払いいただいて、あとで役場の方で申請をしていただいて、お支払いをするという予定でございます。

次に、二つ目でございますが、人と環境にやさしいコミュニティ拠点づくり事業でございます。これまで、町営の地区センター等につきましては太陽光発電設備等を設備してまいりましたが、地域で設置しております自治公民館等の太陽光発電の設備、あるいはトイレの水洗化等を一緒に行う場合に、整備に対して助成をしようとするものでござ

います。

次に、下の方になります。民生費をご覧いただきたいと存じます。

乳幼児・児童生徒医療費助成でございます。所得制限を廃止いたしまして、すべての15歳以下の子どもを対象とするもので、完全無料化とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

地域安心生活支援事業でございます。自殺予防対策といたしまして、地域の見守りや行政サービスの情報提供等を行う地域安心支援員を配置しようとするものでございます。

次に、農林水産業費の関係でございます。

粗飼料生産基盤除染対策事業費でございます。引き続き、町内全域の牧草地の除染を実施してまいります。209,480,000円の事業費となっているところでございます。

ひとつ飛びまして、新規でございますが、今後の酪農経営組織化に関する調査事業4,000,000円でございます。飼料生産等における受委託体制の構築に向けた検討を進めるとともに、牧草地の除染対策に対する支援を行うものでございます。

次に、商工費でございます。

新規でございますが、快適な住まいづくり応援事業でございます。これまで2年間継続しました住宅リフォーム応援事業を廃止いたしまして、新たに本事業を創設するものでございます。トイレの水洗化に重点化した補助をしようとするものでございます。

次に、ひとつ飛びまして、新規事業でございますが、商店等設備更新支援事業でございます。商店の持続的な経営を支援するために、営業に使用する設備や経費等の更新に対する経費の一部を助成しようとするものでございます。

次に、土木費の関係でございます。

除雪機械格納庫整備事業でございますが、町道茶屋場田子線拡幅工事に伴う除雪機械格納庫を移転、新築しようとするものでございます。

二つ目でございますが、町営住宅整備事業でございます。町営小屋瀬住宅の改築に向けて実施設計等を行おうとするものでございます。

次に、消防費でございます。

消防団等活動備品整備事業でございます。消防団の活動中の安全を確保するため、編上げ靴、鋼板入りゴム長靴、防火衣、雨衣、婦人消防協力隊の絆纏等を整備するものでございます。防火衣以外は全団員、全協力隊員への配置というようになるものでございます。

次のページをお願いいたします。

教育費でございます。

小中学校校舎等耐震診断事業、吉ヶ沢、小屋瀬、江川中の3校につきまして耐震診断を実施しようとするものでございます。

ひとつ飛びまして、学力向上支援事業でございます。小学校の複式学級に学力向上支援員を配置しようとするものでございます。

次に、幼児教育振興事業でございます。認定こども園等の幼児教育の充実に向けたアドバイザーを配置しようとするものでございます。

これらの事業等によりまして、基金の状況でございますが、合計欄でご説明申し上げますと、25年度の取崩額が150,000,000円ほど、積立額が50,000,000円ほどでございます。100,000,000円の減となりますが、25年度末の見込みが3,353,723,000円でございます。

次に、参考の②でございますが、地方債の現在高の状況でございます。25年度の起債額が389,100,000円、25年度の償還額が665,080,000円ということで減少するわけでございますが、残高の見込みが5,798,475,000円ということで、60億円台から50億円台で縮小するものでございます。

次に、特別会計、議案第2号以降の関係でございます。

議案第2号の、国民健康保険事業勘定特別会計でございますが、予算の総額が1,051,821,000円、前年度と比較いたしまして、6,977,000円の減、率にいたしまして0.7パーセントの減となるものでございます。

次に、議案第3号、簡易水道事業特別会計でございます。予算総額が294,830,000円、前年度と比較いたしまして127,469,000円の増、76.2パーセントの増となるものでございます。江川簡易水道整備事業につきまして、実施設計及び工事費等107,520,000円を措置したところでございます。

次に、議案第4号、農業集落排水事業特別会計でございます。予算総額を187,665,000円とするものでございます。前年度と比較いたしまして2,066,000円、1.1パーセントの増となっているところでございます。

次に、議案第5号、後期高齢者医療事業特別会計でございます。予算総額を67,260,000円、前年度比584,000円の増、0.9パーセントの増となるものでございます。

3のところでございます。全会計の予算総額で7,623,688,000円でございます。前年度と比較いたしまして419,088,000円、5.8パーセントの増となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

次のページが、平成24年度3月補正予算の概要でございます。議案第7号から議案第12号までの関係でございます。

まず、議案第7号、一般会計補正予算第7号の関係でございます。補正前の額が6,031,824,000円でございます。補正額が100,835,000円、補正後額が6,132,659,000円となるものでございます。

今回の補正予算案につきましては、震災復興特別交付税、臨時財政対策債を増額するほか、実績見込み等に伴う増減が主な内容となっているところでございます。

①でございますが、歳入の主なものでございますが、地方交付税でございます。

震災復興特別交付税につきまして、78,996,000円の増額をお願いするものでございますが、これにつきましては、情報基盤拡充工事の関係で37,000,000円ほど増となっております。

また、除染対策の関係で50,000,000円の増となっております。合わせて、こういった金額となるものでございます。

次に、国庫支出金でございますが、社会資本整備総合交付金につきまして、茶屋場田子線が対象となったことによる増でございます。16,405,000円ほどでございます。

次に、公共土木施設災害復旧事業負担金 23 年災について、25,936,000 円の減とするものでございます。

これにつきましては、23 年度に予算の 9 割、24 年度に 1 割を措置してございましたが、23 年度の繰越事業等によりまして、事業全体が完了しましたことから、24 年度の措置分につきましては、全額を減額するものでございます。

次に、県支出金でございます。

いわて型牧草地再生対策事業費補助金でございます。牧草地の除染につきまして、県の補助金の対象となったことから、補助金を増額しようとするもので、12,328,000 円でございます。

林道災害復旧事業費補助金でございます。23 年災に関わるものでございますが、いわゆる繰越事業ということで、23 年度は町の一般財源で整備をした部分につきまして、今回国の補助金が入ったということによりましての増でございます。27,348,000 円となるものでございます。

町債につきましては、臨時財政対策債の確定によりまして、65,559,000 円を増額しようとするものでございます。

歳出の主なものでございますが、総務費、地域づくり振興基金積立金 100,105,000 円でございます。地域づくり事業の 25 年度以降の事業実施等の財源とするための積み立てを行うものでございます。

次に、民生費でございます。

障害者自立支援給付事業費、実績に伴う見込みの減でございます。16,075,000 円の減でございます。

国保会計の繰出金でございます。国保会計の保険給付費の増額に伴いまして、財源不足に対しまして、一般会計から保険財政自立支援分、ルール外ということになりますが、として、20,000,000 円の繰り出しをするものでございます。

農林水産業費でございます。

粗飼料生産基盤除染対策事業費でございますが、実績に伴う減額でございます。25,344,000 円の減となるものでございます。

災害復旧事業費でございます。

公共土木施設災害復旧事業費の 23 年災、先ほど歳入のところでもご説明申し上げましたが、23 年繰越分で事業が完了したことから、24 年度の歳出についても減額をしようとするものでございます。38,885,000 円でございます。

次に、2 の特別会計補正予算でございます。

議案第 8 号が国民健康保険事業会計でございます。補正額が 10,614,000 円、補正後の額が 1,111,264,000 円となるものでございます。

次の、議案第 9 号でございますが、簡易水道事業でございます。補正額が 1,655,000 円でございます。補正後の額が 174,200,000 円となるものでございます。

議案第 10 号でございます。農業集落排水事業でございます。補正額が 3,981,000 円でございます。206,509,000 円となるものでございます。

議案第 11 号、後期高齢者医療事業でございます。補正額が 1,410,000 円ございま

す。補正後の額が71,935,000円となるものでございます。

それでは、議案集の方をご覧いただきたいと思います。

1ページお願いいたします。

議案第13号でございます。葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

道路法施行令の改正、これが平成24年12月12日でございますが、この改正に伴いまして、太陽光発電あるいは風力発電設備に係ります道路占用料の額を定めることとなりましたので、これを定めるとともに道路占用料の額の改定をしようとするものでございます。改定につきましては、地価の下落に伴うものでございまして、減額対応となるものでございます。

改正案の内容でございます。別表第2条関係でございます。法第32条第1項第1号に掲げる工作物ということで、これは電柱、電線、ポスト、あるいは広告塔などが対象となるものでございますが、一番上のところでございまして、第一種電柱ということで、3本以下の電線が張られている電柱ということになります。第一種、これにつきましては、530円から460円に70円減額の改定をしようとするものでございます。13.2パーセントほどの減となるものでございます。以下、大体同じような10パーセント台の率での改定となるものでございます。

4ページをお願いいたします。

4ページの中程から下のあたりに、新たに設ける規定がございます。右側の欄でございますが、政令第7条第2号に掲げる工作物、太陽光発電設備等でございます。その下が、政令第7条第3号に掲げる施設、風力発電設備でございます。占用面積1平方メートルにつき1年当たりの金額でございますが、太陽光につきましては820円、風力発電につきましては、Aに0.028を乗じて得た額となっております。

ちなみにAという部分が出ておりますが、これにつきましては、6ページをご覧いただきたいと思います。6ページの備考欄の6でございます。Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとするということでございまして、近くの地価を参考に、それに率を乗じるという規定でございます。

附則でございますが、25年4月1日から施行するものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第14号でございます。情報公開条例の一部を改正する条例でございます。

本条例につきましては、国有林野の管理経営に関する法律等の改正によりまして、国有林野事業特別会計が廃止をされまして、国の一般会計において実施されることから、国営企業が国において全くなかったということでございます。そのため、所要の整備をしようとするものでございます。

改正の内容でございます。第8条の公開しないことができる情報という規定でございますが、これの中の6号のオのところでございます。町、国若しくは町以外という部分がありますが、ここから国をとりまして、改正後は町若しくは町以外の地方公共団体というふうに改正をしようとするものでございます。

本条例につきましても、4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第15号をお願いいたします。個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

改正の理由は、先ほどの議案第14号と全く同一でございますが、中身も類似しているものでございます。

第16条、開示しないことができる個人情報の規定でございますが、これの(5)のオにつきまして、先ほどと同様のような改正をしようとするものでございます。

こちらにつきましても、同じく、施行につきましては25年4月1日からとなるものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第16号でございます。葛巻町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定でございます。

平成24年5月11日に公布されました新型インフルエンザ等対策特別措置法、これの国での制定に伴いまして、これに基づき、本条例を制定するものでございます。法律の中では、市町村対策本部の設置が義務付けられているものでございます。

第1条は目的の規定でございます。この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、葛巻町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものでございます。

国において、新型インフルエンザ等緊急事態宣言というのがございますが、それが発せられた場合には、市町村は対策本部を設置しなければならないというふうに法律の方で規定になっております。

その場合の組織について定めるものが、第2条でございます。新型インフルエンザ等対策本部長、それから、2項では副本部長、3項では本部員についての規定がございます。3項の本部員につきましても、法律の方で副市町村長、教育長、消防長、それから町長が指名する市町村職員が本部員になるものとされているところでございます。

第3条は、会議に関する規定でございます。

第4条は、部に関する規定でございます。

この条例の附則でございますが、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行するという規定でございます。法律の施行が、まだ決まっております。公布の日から一年以内に施行するというふうに法律で決まっておりますが、今年の5月11日までに施行されるものと思われませんが、現時点でいつかという情報はないところでございます。

次をお願いいたします。

議案第17号でございます。町営住宅条例の一部を改正する条例でございますが、はじめに議案資料の方でご説明を申し上げたいと思います。

議案資料の5ページをお願いいたします。議案第17号から議案第21号までの関係資料でございますが、この間の5議案についての資料となっているところでございます。

地域主権改革一括法に伴いまして、条例の制定または一部改正を行うものでございます。本資料によりまして、経過等について、はじめにご説明を申し上げます。

まず、1番でございます。地域主権改革一括法の概要と自治体の対応に関する資料で

ございます。

(1) 地域主権改革一括法とは、ということでございます。法律制定の背景でございますが、2000年4月1日、平成12年でございますが、地方分権一括法が施行されてございます。この際には、国と地方の関係が上下・主従から対等・協力の関係にというふうな大きな改正がなされましたが、その中で、個別の法律等については改正等が行われなままきたということございまして、2012年、12年後になります。昨年4月1日に地域主権改革一括法主要部分が施行されたということございまして、この時点で国の個別の法律について、国の地方の関係が改められまして、自治体の自由度、判断領域が拡大されたというものでございます。

イの法律制定の経緯・概要でございます。こういった経緯がございますが、中程、地方分権改革推進計画が平成21年12月に閣議決定されまして、その後国会で第1次一括法の成立、公布、23年5月2日でございますが、この中で、一番下でございますが、義務付け・枠付けの見直しが41の法律について行われてございます。

また、それと並行しまして、右側になります。地域主権戦略大綱、平成22年6月に閣議決定されておまして、これに基づきまして、第2次一括法が成立、公布されております。23年8月30日でございますが、その中では、基礎的自治体への権限委譲が47法律、義務付け・枠付けの見直しが160の法律にわたって改正をされてございます。

次のページをお願いいたします。

今回の条例改正は、この中の義務付け・枠付けの見直しの関係でございます。中程に枠の部分がございまして、三つございまして、施設・公物設置管理の基準についての見直し。それから、二つ目が、協議、同意、許可・認可・承認等についての見直し。三つ目が、計画の策定等の業務についての見直しということで、この中では自治体が計画を策定することや、計画策定手続きを義務付けている規定等を廃止するか、奨励、例示規定へ見直しというような部分がございまして、実際には市町村の基本構想の策定義務が廃止をされているところでございます。

この中で、最初のaでございます。施設・公物設置管理の基準についてでございますが、自治体の施設・公物の設置や運営の基準を義務付けている規定につきましても、規定そのものを廃止するか、又は条例へ委任をしなければならないというふうになってございます。

この中で、国から条例へ委任された場合に市町村での条例制定が必要となるものでございまして、ここの部分が、今回提案申し上げました五つの条例に当たるということでございます。ここにもありますが、公営住宅の入居基準等がその例に挙げられてございます。今回ご提案申し上げます条例はすべてここに該当するものでございます。

次のページをお願いいたします。

三つ目が、自治体に求められる例規整備ということになってございます。これの下の方に、例規整備スケジュールイメージということになってございます。第1次の一括法についても、第2次一括法についても、24年4月1日施行されてございます。どちらにつきましても、一年間の経過措置期間がついてございますので、25年3月31日までが経過期間ということでございますので、この間に条例を改正しなければならないもの

でございます。

今回ご提案申し上げる五つのものについては、すべて25年4月1日からの施行ということで、これに則った内容となっているものでございます。

次のページをお願いいたします。

次のページが、実際に市町村が対応しなければならない条例の、これは制定状況等でございます。岩手県内の状況でございます、12月現在となっております。ここにある法律名の部分について、それぞれ中核市、あるいは市町村それぞれ、区分がいろいろございます。

この中で、左側の欄外に*を付けているところが9カ所ございます。この部分が、当町が対応が必要となる法律の関係でございます、これが5本の条例にまとまって、今回提案をさせていただいているところでございます。

一番下の欄に整備状況の率が載っております。12月現在で、市については65.9パーセントが対応済となっておりますし、町村につきましては28.6パーセントが対応済ということで、多くの町村につきましては、3月議会での対応というふうに、お聞きしているところでございます。

それでは、また、議案集の11ページへお願いしたいと思います。

議案第17号、町営住宅の一部を改正する条例でございます。

第1条が目的規定でございます。この中に整備という部分を、これまでは町営住宅の設置及び管理に関する条例でございましたが、これに整備を盛り込む内容の改正でございます。

そのあと3条の2から3条の16まで、15の条文を追加させていただくものでございますが、町営住宅の整備に当たっての基準等を設けるものでございます。

内容的には、これまで国が定めていた基準と同様の内容となっているところでございます。

15ページをお願いいたします。

15ページの第6条でございます。入居者の資格の規定でございます。

これまで規定の仕方が、一番最後の行にあります、国の施行令の6条5項第1号規定する金額というふうに、国から引用してございましたが、これについて、そうではなくて、それぞれ具体的に該当するものを、資格基準を制定するというところでございまして、アから、次のページのオまで定める内容のものでございます。

次に、16ページの附則でございます。この条例は、平成25年4月1日から施行するというものでございますが、先ほど申し上げましたとおり、以後ご説明申し上げます。すべて4月1日施行となっているところでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第18号でございます。葛巻町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例でございます。

これにつきましては、第1条が趣旨の規定となっております。この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の規定に基づき、町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものでございます。

これに該当する施設は、町の清掃センターでございませう。本施設につきましては、受託をしている事業者において、技術管理者を配置しているのが現状でございませう。

第2条が、技術管理者の資格を定めるものでございませう。第1項から規定がございませうが、大学あるいは短大、高卒等に分かれた細かい資格基準を定めようとするものでございませう。

次に、19ページをお願いいたします。

議案第19号でございませう。葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例でございませう。

第1条が目的規定でございませう。この条例は、水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者、布設工事監督者でございませうが、に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めようとするものでございませう。

第2条が、布設工事監督者を配置する工事に関する規定でございませう。

第3条が、布設工事監督者の資格でございませう。主に工事施工業者が配置する監督者でございませう。大学卒、短大卒、高卒等により、それぞれの規定等が1号から、次のページの第8号まで規定をされているところでございませう。

第4条が、水道技術管理者の資格でございませう。現在、水道事務所に町職員を配置しているところでございませう。これにつきましても、前の資格と同様に、その資格を1号から6号まで定めようとするものでございませう。

次のページをお願いいたします。

議案第20号でございませう。葛巻町道路の構造の一般的技術的基準等を定める条例でございませう。

第1条が、趣旨規定でございませう。この条例は、道路法第30条第3項及び第45条第3項並びに高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定によりまして、町が管理する道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法並びに移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものでございませう。

議案資料がございませうので、議案資料の9ページをお願いいたします。

はじめに、概要ということで3点ほど整理してございませうが、ここに記載のとおりでございませうして、国のこれまでの構造基準に基づいて、それと同様のような内容で制定しようとするものでございませう。

ただし、三つ目のところにもございませうが、当町において該当しない項目、高速道路・国道・県道・軌道については除いて条例化をしたところでございませう。

その中で、一部独自基準とさせていただいた部分でございませう。車道、待避所あるいは歩道、歩行者専用道路等の幅員等について、山間地という地域の地形的な実情等を踏まえて、これまでの実績も踏まえて、以下のように、道路構造令と違う内容でお願いするものでございませう。

まず、車線等に関します第5条第5項の関係でございませう。道路構造令では、車道の

幅員は4メートル、それから、やむを得ない場合については3メートルというふうになってございます。これを、今回の条例では、幅員を3メートル、やむを得ない場合は2.5メートルということで、1メートルないし0.5メートル幅員を狭めてございます。

次に、歩道の規定でございます。11条第3項でございます。歩道の幅員についても、交通量の多い場合には3.5メートル、その他の場合には2メートルとなっておりますが、条例では、2メートルと1メートルということで規定を設けているところでございます。

三つ目が待避所の関係でございます。30条第1項第3号の関係でございます。待避所の長さについては20メートル、その区間の車道の幅員は5メートルとなっておりますが、それを、町の条例では10メートルと4メートルというふうにしてございます。

それから、歩行者専用道路でございますが、第40条第1項でございます。2メートルというふうに道路構造令ではなっておりますが、条例では、これを1メートルとしたところでございまして、この部分が国の基準と違う内容をお願いをする部分でございます。

それでは、議案の41ページをお願いいたします。

続きまして、議案第21号でございます。葛巻町準用河川管理施設等の構造の一般的技術的基準を定める条例でございます。

第1条が、趣旨規定となっております。この条例は、河川法第100条第1項において準用する法第13条第2項の規定に基づきまして、準用河川に係る河川管理施設又は法第26条第1項の許可を受けて準用河川に設置される工作物のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準等を定めようとするものでございます。

内容につきましては、この河川管理構造令、昭和51年に制定されている政令でございますが、これと同じ内容になってございます。

ただし、当町に該当しないと思われる、ダムあるいは揚水機、水を揚げる揚水機場、排水機場、あるいは取水塔というのがございまして、これらの規定については除いた内容となっております。

51ページをお願いいたします。

議案第22号でございます。グリーンテージ太陽光発電設備設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

工事の名称が、グリーンテージ太陽光発電設備設置工事でございます。

工事場所につきましては、グリーンテージのところの法面等になってございます。

契約金額でございますが、78,435,000円でございます。

契約の相手方でございますが、盛岡市の東野建設工業株式会社でございます。

工期でございますが、契約確定日の翌日から平成25年3月29日まででございます。

繰り越しての事業を想定しているところでございまして、国から繰り越しの承認を受けた段階で、予算上の措置等をさせていただくものでございます。

以上で、私の分からの説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

病院事業に係ります、3議案の説明に入らせていただきます。

はじめに、議案第12号でございます。平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

この補正につきましては、11月実績を基にいたしまして、収益及び費用の予定額を補正しようとするものでございます。

第1条、総則からはじまりまして、7条までを規定するものでございます。

第2条が、業務の予定量の補正でございます。患者数でございますが、一般病床入院患者数、年間2,555人、1日当たり7人を減にするものでございますし、療養病床入所者数につきまして、年間913人、1日平均2.5人を減にするというものでございます。

第3条が、収益的収入及び支出の補正でございます。収入の第1款、病院事業収益で35,340,000円の減額、支出の第1款、病院事業費用で21,774,000円の減額となりまして、この結果、収支差引で55,577,000円の黒字を見込む予算となるものでございます。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の補正でございます。

収入の第1款、資本的収入、1項、4項合わせまして20,610,000円の減額となりますし、支出が、第1款、資本的支出、建設改良費の減で21,535,000円の減額となるものでございます。収入が、不足に対しまして、不足する額が6,685,000円と改めるものでございます。

第5条が、企業債の補正でございます。起債の限度額の変更でございます。医療器械及び医師住宅の整備におきます起債の限度額41,300,000円を25,100,000円と改めるものでございます。

第6条が、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございます。

第7条が、たな卸資産購入限度額の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、次ページの目以下の実施計画等につきましては、お目通しをいただきまして、よろしくご審議いただきたいと思っております。

続きまして、議案第6号、平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書をご準備願います。

第1条、総則でございます。以下9条までを規定するものでございます。

第2条が、業務の予定量でございます。

病床数につきましては、24年度と同数となっております。

患者数につきましては、一般病床入院患者数を、年間11,220人、1日平均で28人と見込んでございます。24年度比で4人の減となっております。療養病床入所者数を6,388人、1日平均17.5人。外来患者数を39,040人、1日平均160人。療養病床外来

患者数につきましては、24年度と同数の見込みとなっております。

第3条が、収益的収入及び支出でございます。

収入の第1款、病院事業収益、1項から3項まで合わせまして921,602,000円、24年度比で196,000円の増、率では、ほぼ同じとなっております。

支出は、第1款、病院事業費用でございます、858,540,000円、24年度比で6,277,000円の増、0.7パーセントの増でございます。

税込みでの収支差引で、63,062,000円の黒字を見込む予算となっております。

2ページをお開きいただきます。

第4条、資本的収入及び支出でございます。

収入、第1款、資本的収入、1項から6項まで合わせまして57,972,000円、前年度比で4,988,000円、9.4パーセントの増となっております。

支出が、第1款、資本的支出、第1項から第3項まで合わせまして68,539,000円、7,945,000円、13.1パーセントの増となっております。

建設改良費の中に、病院新築に係ります基本設計費としまして、22,000,000円を予定しております。

不足する額は、10,567,000円の見込みでございます。

第5条が、企業債でございます。医療器械及び整備事業に係ります目的、限度、起債の方法、利率を計上したものでございます。

3ページをお願いいたします。

第6条、一時借入金でございます、100,000,000円を見込んでおります。

第7条が、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます、職員給与費、交際費につきまして、それぞれ計上してございます。

第8条が、たな卸資産購入限度額、128,244,000円と見込んだものでございます。

第9条が、重要な資産の取得でございます。医療器械につきまして、内視鏡ビデオシステム一式を取得しようとするものでございます。

以上、説明を終わりますが、次ページ、目以下の実施計画につきましては、お目通しをいただきまして、ご審議いただきたいと思っております。

3件目、最後になりますが、議案第23号でございます。

資料も併せてご準備いただきたいと思っております。

24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計資本剰余金の処分についてでございます。

これにつきましては、資料をご覧いただきたいと思っております。

中段から下に参考という部分がございます、地方公営企業法の抜粋でございますが、32条の抜粋を載せてございます。これは改正になりました新たな、現施行されております地方公営企業法の抜粋でございます。

32条の3項に、毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て行わなければならないという規定になってございます。

この経緯でございますが、地方公営企業法の一部改正が平成23年5月2日公布で、24年4月1日施行となっておりますが、改正されてございます。これに伴う政省令等についても改正されてございますが、これらの改正につきましては、26年度の事業

年度の予算、決算から適用されるというのが本則、主たる部分でございますが、資本制度の見直しにつきましては、24年の4月から適用というふうになってございます。

この見直しによりまして、みなし償却、一般企業によります圧縮記帳と同等のものでございました、みなし償却にかかった部分の資産の譲渡、撤去等によりまして損失が生じたときには、議会に関係なく、資本剰余金をもって損失補償ができるという従来の規定がございましたが、これも廃止されてございます。

したがって、引き続きまして直接補填、相殺される部分でございますが、各団体におきまして条例、あるいはその議会の議決を経るといった必要が生じたものでございます。

なお、みなし償却の部分を廃止されておりますので、24年度、25年度の2カ年のみ、このような扱いになるというものでございますので、当町におきましては、議会の議決によりまして、この直接補填の対応をしてみたいというものでございます。

24年度の除却に係ります内容の部分で、上の表をご覧いただきたいと思いますが、建物と器械等、医師住宅の建設の部分がありまして、看護宿舎の部分の廃棄をしております。それに伴いまして、そこに保存しておりました器械等の償却も併せて行っております。1施設、65品目という部分でございますが、みなし償却をした4件の医療器械がございました。

ここに記載されてございますが、その中で、トータルの部分で84,624,141円の帳簿原価での除却を行う予定で、年度末での除却になりますが、予定しております。

それに伴って、減価償却として引き当てしてまいりましたものが、74,486,233円となっております。

除却されます器械に補助金として算入されておりますのが、6,192,000円となっておりますのでございます。この部分の6,192,000円につきまして、資本剰余金から直接補填をしようとするものでございます。

除却によります除却損につきましては、予算計上して処理するという内容になってございます。

以上、3議案につきましてご説明を申し上げます。よろしくご審議いただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第1号から議案第23号までの23議案については、輝くふるさと常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成25年度葛巻町一般会計予算から、議案第23号、平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計資本剰余金の処分についてまでの23議案の審

査については、輝くふるさと常任委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、議案第1号から議案第23号までについて、今会期中に審査を終え、3月18日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第23号までについては、3月18日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

今日はこれで散会します。ご苦勞様でした。

(散会時刻 11時56分)